

## 認定農業者制度

問 農林課 農業振興係 ☎773-6663

自ら経営改善に取り組む意欲のある農業者が、農業経営基盤強化促進法に基づき、5年後を目標に「農業経営改善計画」を作成し、それを市が認定します。その計画達成に向けて県、市、農協などの関係機関から支援や優遇を受けることができます。

申請方法などは、問い合わせください。

## 地産地消・食育

農業は「食」と密接な関わりを持つ分野です。「地産地消」とは、地元で生産されたものを地元で消費することで、安心・安全な生産物へのニーズや健康志向が高まり、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されています。市では、道の駅や市内各地の農産物直売所での販売や、学校給食などに使用することで「地産地消」を進めています。

「食育」は、自らの食について考える習慣や、食に関するさまざまな知識と、食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習などの取り組みを行っています。

## 土地・建物・都市計画

### 農業振興地域制度

問 農林課 農業振興係 ☎773-6663

市内は、都市計画用途地域などを除くほぼ全域が、農業振興地域に指定されています。その中で、農地として利用すべき地域を「農用地域」に指定しています。農用地域内の土地は、農業上の利用を確保するため、原則として農業以外の利用はできません。

やむを得ず他の目的(住宅・駐車場・資材置場・店舗など)に利用する場合は、あらかじめ、その土地を農用地域から除外する必要があります。

### 農地を耕作目的で権利移転するには

問 農業委員会事務局 ☎773-6664

農地の所有権移転(売買・贈与・交換)や貸借をするには、農業委員会の許可が必要です。農業委員会の許可を受けないで行った権利の移動は、効力が生じません。  
※申請人の農業の経営状況で提出書類が異なります

### 農地を農地以外の目的で使用するには(農地転用)

農地に住宅や農作業所などを建てる、農地を駐車場や資材置場として使用するなど、農地を耕作以外の目的で使用する場合は、事前に農地転用の許可が必要です。許可を受けないで無断で農地転用した場合や、転用許可の事業計画以外に転用した場合は、原状回復命令や罰金などの罰則が適用される場合があります。

農地転用の許可は、農地の一部を使用する場合や、一時的に使用する場合にも必要です。

## 都市計画

問 都市計画課 都市計画係 ☎773-6662

**【都市計画区域】**市では、人が住める場所はすべて、都市計画区域(非線引き)として指定しています。

**【用途地域】**将来像にあった市街地形成の誘導・保全のため、11種類の用途地域を指定し、土地利用の誘導を図っています。地域内では用途の種類ごとに、建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さ、日影などに対して制限がかかります。

準防火地域や地区計画、特別用途地区などに指定されている地区内は、用途地域による制限のほかにも制限がかかります。

**【都市計画施設】**円滑な都市活動を支え、生活する人の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するための施設(重要な道路や公園など)です。施設の用地として計画が定められた土地は、たとえ自分の所有地でも、許可を受けなければ建物を建てることはできません。

用途地域の範囲や制限の内容は、問い合わせください。

### 都市計画総括図・地形図の販売

都市計画総括図(1/10,000)や地形図(1/2,500、1/25,000、1/50,000)を販売しています。

### 開発行為

建物などを建てる目的で、3,000㎡以上の土地の区画形質の変更を行うときは、事前に市の許可が必要です。

宅地分譲や建売分譲、賃貸住宅を建築する目的で1,000㎡以上の土地の区画形質の変更を行う場合は、事前協議をしてください。

### 土地取引の届出

- ・5,000㎡以上の大規模な土地取引(売買や交換など)を行った場合は、2週間以内に届出が必要です。
- ・一定規模以上(都市計画区域内は10,000㎡以上、都市計画施設などの用地内は100㎡以上)の土地取引を行う場合は、事前に届出が必要です。

### 新築・増改築の確認申請

新築や改築、特殊建築物への用途変更などは、県の建築主事、または民間の指定確認検査機関で確認を受けなければなりません。(準防火地域外で、10㎡以内の増改築を行う場合などを除く)

県の建築工事の確認を受ける場合、確認申請書は、市を経由して県に申請しますので、都市計画課に提出ください。

建築に関する各種相談にも応じます。



## 建物を建てる時の注意点

- ・屋根雪は、原則として建物の敷地内で処理しなければなりません。自然落雪式の建物を建てる時に、敷地内で屋根雪を処理できない場合は、落雪の影響を受ける土地の所有者の承諾を得てください。
- ・建築物の敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接していなければなりません。道路幅員が4m未満の場合、道路の中心から2m以上離す必要があります。許可申請が必要な場合もあるので、事前に相談ください。
- ・道路に接しないで家を建てる場合は、幅員4m以上の道路を作り、道路位置の指定を受けてください。
- ・農地を宅地に転用して建築を行う場合は、農地法に基づく許可が必要です。建築確認申請に、農地転用許可通知書の写しを添付してください。  
詳しくは、農業委員会に問い合わせください。

## 克雪すまいづくり支援

問 都市計画課 施設係 ☎773-6662

|       |   |
|-------|---|
| 条件    | ・市内に住んでいる人、または住むことが確定している人が、市内に克雪住宅を新築、増改築、改良、購入する場合<br>・地盤沈下区域内に克雪化した事業所などを新築、増改築、改良する場合 |
| 対象工事費 | 克雪化(屋根融雪施設などの設置)にかかる費用【上限250万円】   |
| 補助率   | 17.6%【限度額44万円】  |

※落雪式、落雪高床式、地下水を利用した融雪式のものは対象外  
工事着工前に申請が必要。事前に相談ください

## 宅地等消雪設備普及促進

|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 条件    | 地盤沈下区域内で、住宅用地、または事業用敷地に消雪設備を設置する場合 |
| 対象工事費 | 消雪設備(地下水利用除く)設置に要する費用【上限150万円】     |
| 補助率   | 1/3(限度額50万円)                       |

※工事着工前に申請が必要。事前に相談ください

## 住宅リフォーム支援

|       |  |
|-------|--|
| 条件    | 市内に住民登録のある人で、自らが居住する住宅をリフォームする場合(市内業者が行う工事に限る) |
| 対象工事費 | 住宅のリフォーム費用(製品代や外構に関する費用は除く)                    |
| 補助率   | 20%(限度額10万円)                                   |

## 木造住宅耐震診断支援

|                                      |   |          |         |         |
|--------------------------------------|---|----------|---------|---------|
| 条件                                   | 市内にある昭和56年5月31日以前に建築に着手した一戸建の個人所有の住宅で、現に居住している建物を耐震診断する場合 |          |         |         |
| 対象費用                                 | 市に登録のある診断士による現地調査、耐震診断と診断報告書の作成(補強アドバイスあり)                |          |         |         |
| 補助金額                                 | 延床面積  | 診断に要する費用 | 自己負担額   | 市補助額    |
|                                      | 70㎡以下   | 70,000円  | 10,000円 | 60,000円 |
|                                      | 70㎡超~175㎡以下   | 80,000円  | 15,000円 | 65,000円 |
|                                      | 175㎡超~  | 100,000円 | 20,000円 | 80,000円 |
| ※診断費用は一般診断の費用で、精密診断などを行う場合は別途自己負担が必要 |   |          |         |         |

※診断前に申請が必要。事前に相談ください

## 木造住宅耐震改修支援

|       |   |
|-------|---|
| 条件    | 市で実施する耐震診断支援を受けた結果、評点が1.0未満で、倒壊する可能性があるとして診断された住宅を、評点が1.0以上になるように改修する場合 |
| 対象工事費 | 耐震改修にかかる費用  |
| 補助率   | 1/3(限度額65万円)  |

※工事着工前に申請が必要。事前に相談ください

## 市民バス

### 市民バス

問 都市計画課 都市計画係 ☎773-6662

市民バスは、誰でも利用することができます。  
停留所や時刻表は、年1回市報でお知らせするほか、市のウェブサイトでも公開しています。

【市民バス利用上の注意】

- ・安全走行・定時運行順守のため、決められたバス停留所で乗車ください。
- ・乗り遅れたときなどは、走ってバスを追いかけないでください。
- ・走行中に立ち上がりしないでください。降車時は、バスが完全に停車したことを確認し、席を立ちましょう。

【大和地域】

- ・運行日：月曜日～土曜日  
(大和病院の休診日、土曜日の午後を除く)

【六日町地域】

- ・運行日：月曜日～金曜日  
(祝日、12月29日～1月3日を除く)

【塩沢地域】

- ・運行日：【上田地区】火・水・金曜日  
【石打地区】火・木・金曜日  
(祝日、12月29日～1月3日を除く)